

根拠法令 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第5条の7)
・大野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
・大野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

審議事項 廃棄物の減量化及び適正処理に関する事項並びにその他市長が必要と認める事項
※第三期大野市環境基本計画では、市の環境施策のうち廃棄物処理関連施策について、本審議会の意見を踏まえながら推進することとしています。

委員 次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。(定数15人以内、現委員数14人)
・学識経験者
・関係行政機関の職員
・事業者の代表者
・廃棄物処理業の代表者
・住民の代表者
・公募による者

任期 2年間
※現委員の任期:令和8年7月1日から令和10年6月30日まで

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和四十五年十二月二十五日)

(法律第百三十七号)

(廃棄物減量等推進審議会)

第五条の七 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

○大野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成18年8月10日

条例第29号

(廃棄物減量等推進審議会)

第6条 法第5条の7の規定に基づき、減量化及び廃棄物の適正処理に関する事項その他市長が必要と認める事項について審議するため、大野市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

3 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 事業者の代表者

(4) 廃棄物処理業（一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業その他専ら再生利用の目的となる廃棄物の処理を業として行う者）の代表者

(5) 住民の代表者

(6) 公募による者

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○大野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

平成18年8月10日

規則第29号

（廃棄物減量等推進審議会の組織）

第3条 条例第6条に規定する大野市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させ、意見を述べさせることができる。

（審議会の庶務）

第5条 審議会の庶務は、くらし環境部環境・水循環課において行う。